

賃 貸 借 契 約 書

尾張北部環境組合（以下「借受人」という。）とキヤノンマーケティングジャパン株式会社名古屋支店（以下「貸付人」という。）との間において、次の条項により複合機の賃貸借に関する契約を締結する。

（総則）

第1条 借受人及び貸付人は、この契約を信義誠実の原則に基づき、善良な管理者の注意義務の下で履行し、貸付人は複合機を借受人の使用に供し適切な操作方法を指導するとともに、複合機が常時正常な状態で稼動し得るよう保守を行い、複合機に必要な消耗品等（用紙を除く。）を円滑に供給すること及び借受人がこれに対して賃貸借料を貸付人に支払うことを目的とする。

（納入場所）

第2条 複合機の納入場所は、尾張北部環境組合（江南市赤童子町大堀90番地）とする。

（賃貸借期間）

第3条 複合機の賃貸借期間は、平成29年6月1日から平成29年12月31日までとする。

（賃貸借料）

第4条 複合機の賃貸借料（以下「賃貸借料」という。）は、借受人は複合機のモノクロ8,000枚を月間最低使用枚数として、月額基本料金8,640円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金640円）を貸付人に支払うものとする。

2 第1項の月間最低使用枚数を超過した場合は、超過枚数にモノクロコピー1枚あたりの単価である1.08円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金0.08円）を乗じた額を支払うものとする。

3 カラーコピー料金については、月間使用枚数にカラーコピー1枚あたりの単価である14.04円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金1.04円）を乗じた額を支払うものとする。

4 第1項の基本料には、次の費用を含むものとする。

- (1) 複合機費用
- (2) 用紙以外の消耗品費用及び消耗部品費用
- (3) 保守点検費用

5 この契約の解除により賃貸借期間が月の中途になるとき、又は貸付人の責に帰すべき理由により借受人が複合機を使用することができなかった期間が

あるときは、その賃貸借料は次により算出した額とする。

当該月の賃貸借料＝（月額賃貸借料÷当該月の歴日数）×当該月の賃貸借
（使用可能）日数
（契約保証金）

第5条 契約保証金は、全額を免除する。

（賃貸借料の支払方法）

第6条 賃貸借料は、月払いとし、貸付人は、毎月末において借受人の指定する検査職員の確認を受けて、複合機のカウンターから枚数を算出し、使用月の翌月初めに、借受人に対して請求を行い、借受人は、貸付人の請求書を受理した日から30日以内に、貸付人に対して賃貸借料を支払うものとする。

2 料金の請求にあたり、1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

（賃貸借料の改定）

第7条 契約期間中において、法令の制定、公租公課の増減、物価の変動その他の経済事情の変化により賃貸借料を改定する必要がある場合は、貸付人は、賃貸借料の改定日の1箇月前までに書面にて当該賃貸借料の改定を借受人に通知し、借受人及び貸付人が協議の上、決定するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第8条 貸付人は、借受人の承認がなければ、この契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

（複合機の引渡し）

第9条 複合機の引渡しの日は、平成29年5月31日とする。

2 貸付人は、前項の引渡しの日までに複合機を納入し、借受人が使用できる状態に調整したのち、借受人の指定する検査職員の検査を受け、引き渡すものとする。

（複合機の保守）

第10条 貸付人は、複合機を借受人が正常な状態で使用できるように貸付人又は貸付人の指定する技術員（以下「技術員」という。）を納入場所に派遣し、点検調整を行わなければならない。

2 複合機が故障した場合は、借受人の請求により、貸付人は、技術員を速やかに派遣して修理に着手し、正常な状態に回復させなければならない。

（他の機械器具の取付け又は複合機の改造等）

第11条 借受人は、次に定める事項については、あらかじめ文書による貸付人の承諾を必要とする。

(1) 複合機への他の機械器具の取付け又は複合機の改造

(2) 第2条に規定する複合機の納入場所からの移転

2 前項の場合に要する費用は、借受人が負担するものとする。

（複合機の据付及び調整費用等）

第12条 複合機の搬入、据付及び調整並びに撤去及び搬出のために要する費用は、貸付人が負担するものとする。

(契約終了に伴う複合機の返還)

第13条 借受人は、この契約が終了したときは、複合機を通常の損耗を除き、原状に回復して返還するものとする。ただし、貸付人が認めた場合は、現状のままで返還できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、ハードディスク内のデータ消去は貸付人が行うものとする。

3 複合機の返還後の旧納入場所の補修費用は、借受人が負担するものとする。

4 複合機に欠損がある場合は、貸付人は、その旨文書で確認するものとする。

(借受人の契約解除権)

第14条 借受人は、貸付人が次の各号のいずれかに該当するときは、催告を行った後に文書によりこの契約を解除することができるものとし、このために貸付人に損害が生じてもこの責を負わないものとする。

(1) この契約の条項に違反したとき。

(2) 正当な理由がないのに契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 貸付人から契約解除の申し出があり、その事由を借受人が正当と認めるとき。

(貸付人の契約解除権)

第15条 貸付人は、借受人がこの契約に定める義務を履行しない場合は、催告を行った後に文書によりこの契約を解除することができる。

(損害の賠償)

第16条 借受人又は貸付人は、前2条(第14条第4号を除く。)の規定により生じた損害の賠償を、相手方に対して請求することができるものとする。

(契約解除に伴う複合機の返還)

第17条 契約解除による場合の複合機の返還については、第13条の規定を準用する。

(保険)

第18条 複合機に対する保険の付保及び当該保険料は、貸付人が負担するものとする。

(善良な管理者の注意義務等)

第19条 借受人は、複合機の納入場所をあらかじめ貸付人又はメーカーが申し出た温度、湿度その他良好な環境に保持すること等、善良な管理者の注意をもって複合機を管理するものとする。

2 貸付人は、借受人の故意又は過失により、装置が損傷を受け、又はこれに

欠損を生じた場合は、借受人に対してその損害の賠償を請求することができる。

3 前項の損害の賠償額は、借受人及び貸付人が協議の上、定めるものとし、前条の規定による保険金で填補される額を当該賠償額から控除するものとする。

4 借受人は、複合機及びこの契約に基づく賃貸借権を、第三者の権利の目的物とすることはできないものとする。

(臨機の措置)

第20条 貸付人は、借受人の責めに帰すべき事由によるものではなく、複合機の使用に支障が生じ、業務に著しい影響を及ぼす場合には、早急に適切な措置をとるものとする。

(秘密保持)

第21条 貸付人及び技術員は、この契約の履行に関して知り得た借受人の業務上その他の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、契約解除後又は契約期間満了後も有効に存続するものとする。

(通知義務)

第22条 借受人は、次に掲げる場合は、遅滞なく貸付人に通知しなければならないものとする。

(1) 複合機について、貸付人の権利を侵害するような事態が発生したとき又はその恐れがあるとき。

(2) 複合機について、盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき。

(尾張北部環境組合契約規則の遵守)

第23条 この契約に定めるもののほか、貸付人は、契約履行に関して尾張北部環境組合契約規則(平成29年4月1日規則第14号)を遵守しなければならない。

(協議事項)

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約条項のうち疑義の生じた事項については、借受人及び貸付人が協議の上、これを決定するものとする。

この契約を証するため契約書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

平成29年4月24日

借受人 尾張北部環境組合

管理者 澤田 和延

貸付人 名古屋市中区錦一丁目11番11号 名古屋インターシティ
キャノンマーケティングジャパン株式会社 名古屋支店
支店長 菊池 清貴